

2016年3月18日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ゆ う ち ょ 銀 行
代 表 者 名 取 締 役 兼 代 表 執 行 役 社 長 長 門 正 貢
(コード番号 7182 東証第一部)
問 合 せ 先 人 事 部 (TEL 03-3504-4171)

管理社員に対する株式給付制度の導入に関するお知らせ

当行は、特に高度かつ専門的知識を用いて業務を遂行する市場部門管理社員を対象とし、信託を活用した株式給付制度（以下、「本制度」という。）を、2016年4月1日より導入することについて、本日決定しましたのでお知らせいたします。

記

1. 本制度の目的

本制度は、当行の中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的とするものです。

本制度の導入により、管理社員は当行株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した業務遂行を促すとともに、勤労意欲を高める効果が期待できます。

2. 本制度の対象者

本制度の対象者は、特に高度かつ専門的知識を用いて業務を遂行する当行市場部門管理社員（以下、「本制度対象社員」という。）とします。

3. 本制度の概要

本制度は、株式給付信託（Employee Stock Ownership Plan）と称される仕組みを採用します。株式給付信託とは、当行が拠出する金銭を原資として、当行株式が、信託を通じて株式市場から取得され、予め定める株式給付規程に基づき、本制度対象社員に対して、毎年、業績等に応じてポイント（以下、「株式交付ポイント」という。）が付与され、当該株式交付ポイント数に応じた当行株式を交付する制度です。

なお、本制度に基づく当行株式の交付については、内外の規制・ガイドライン等を踏まえ、3年間に亘る繰延交付を行うとともに、会社や本人の業績等次第で繰延部分の減額や没収が可能な仕組みを導入いたします。

以上